

京都市会における過去の議員定数の削減経過について

京都市会では、現在の地方自治制度において、これまで昭和26年及び平成14年に、条例制定により議員定数の削減が行われた。

1 昭和26年に制定された「京都市議員定数減少条例」に基づく議員定数の削減について

(1) 条例制定（議員定数削減）の経過

京都市議員定数減少条例が制定された昭和26年当時は、戦後の地方行政の困窮期に当たり、多額の赤字を出すなど、本市財政が非常に厳しい状況にあった。このため、経費削減を図り、市政の簡素かつ能率的な運営について、市会が自ら範を示すべきであるとして、各党派とも議員定数削減の意向を示し、その具体的な数については、議員定数に関する小委員会を設置して検討された。

昭和26年3月18日の本会議に議員提出議案として上程され、同年3月29日の本会議で可決された（昭和26年4月23日の一般選挙より条例施行）。

(2) 議員定数削減の内容

議員定数64人を57人とする（7減）。

（内訳）減員する区 上京区，下京区 各2人

中京区，東山区，右京区 各1人 計7人

昭和25年の国勢調査の結果、法定定数が68人となるべきところ、この条例の制定により、法定定数よりも11人少ない57人をもって定数とされた。

※ その後、昭和32年12月に、各選挙区選出議員数条例が可決され、議員定数が法定定数（68人）に増員されたが（昭和34年4月23日の一般選挙より条例施行）、その理由は、①より多くの民意の反映、②人口増加による北区、南区の分区（昭和30年7月分区）、などといったものである。

2 平成14年に制定された「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の定数に関する条例」に基づく議員定数の削減について

(1) 条例制定の背景

従来、議員の定数は、地方自治法で人口段階別に定められており、減数する場合にのみ条例を制定することとされていた。しかしながら、平成11年の地方分権推進一括法の制定を受けて地方自治法が改正されたことに伴い、議員の定数は条例により定めることとされた。

京都市会においては、当時、法定定数（昭和42年4月15日の一般選挙以降72人）を議員定数としており、新たに条例を制定する必要が生じたものである。

(2) 議員定数等特別委員会における検討状況

議員の定数や各選挙区の1票の格差などを検討するに当たって、その審議過程を市民に明らかにし、議会活動の透明性を高める観点から特別委員会が設置された。

ア 特別委員会の概要

(ア) 設置時期 平成13年3月23日

(イ) 委員数 18人

(ウ) 開催回数 11回

(エ) 付議事件

- 市会議員の定数及び各選挙区における議員の数に関する事。
- 行政区の分区及び合区による各選挙区の議員の数の変更に関する事。

イ 会議内容

<第1回 平成13年3月23日>

- 正副委員長の互選

<第2回 平成13年5月7日>

- 説明聴取と質疑
 - ・ 議員定数に関する地方自治法の規定（市会事務局）
 - ・ 平成12年国勢調査結果（総合企画局）
 - ・ これまでの分区，合区に関する検討内容等（文化市民局）

<第3回 平成13年6月18日>

- 説明聴取と質疑
 - ・ 人口について（総合企画局）
 - ・ 分区，合区について（文化市民局）
 - ・ 議員定数について（市会事務局）
- その他
 - ・ 伏見区選出議員による分区に関する小委員会設置の必要性（委員提案）

<第4回 平成13年7月9日>

- 実地視察（福岡市）
福岡市議会議員定数等調査特別委員会についての調査

<第5回 平成13年8月20日>

- 学識経験者からの意見聴取（委員協議会）
講師 依田 博 京都女子大学現代社会学部教授
加藤幸雄 全国市議会議長会事務局調査広報部長
- その他
 - ・ 第3回の委員会で提案のあった，伏見区の分区を検討する小委員会の設置について，正副委員長で協議した結果，今回は設置しないこととされた。
 - ・ 7月9日の実地視察の報告が行われた。

<第6回 平成13年11月5日>

- 説明聴取と質疑
 - ・ 行政区再編の検討について（文化市民局）
- 議員間討論
 - ・ 議員定数の総数について

- ・ 選挙区選出議員数について

<第7回 平成13年12月25日>

- 議員間討論
 - ・ 「1票の格差」の是正方法について
 - ・ 議員定数の総数について
 - ・ 選挙区選出議員数について

<第8回 平成14年1月28日>

- 各会派の検討状況の報告と意見交換

<第9回 平成14年2月4日>

- 各会派の検討結果の発表
 - ・ 市全体として議員定数を何人とするか。
 - ・ その定数を基に、どの選挙区を増減すべきか。

会派名	定数 (選挙区の増減)	意見内容
自民党	68人 (1増5減)	西京区を1人増やし、北区、上京区、中京区、東山区、下京区を各1人減らす。これによって、格差が1.46倍に縮まり、人口が少ないにも関わらず定数が多くなるという逆転現象も解消される。
共産党	72人 (1増1減又は 2増2減)	行政区間の定数是正は、分区、合区の検討委員会が4月から発足することに鑑み、急激なものではなく、最小限度にとどめる必要がある。昼間人口の考慮や、住民との密着を進める議員として東山区を3人以下にしないという立場で定数是正を最小限にとどめ、1増1減ないし2増2減とする。これによって、格差は2倍以下になり、逆転現象は一部残るが、ほぼ解消される。
民主・都みらい	70人 (2減)	東山区、下京区を各1人減らす。これによって、中京区と西京区の格差が1.97倍になる。
公明党	70人 (1増3減)	今回の定数是正については、極端な是正をすべきではなく、将来の伏見区の分区問題等を十分に視野に入れる必要がある。西京区を1人増やし、中京区、東山区、下京区を各1人減らし、1増3減とすることが望ましい。これによって、格差は1.54倍になる。

<第10回 平成14年2月14日>

- 前回の委員会以降、各会派で協議した結果を改めて発表。

会派名	定数 (選挙区の増減)	意見内容
自民党	68人 (1増5減)	西京区を1人増やし、北区、上京区、中京区、東山区、下京区を各1人減らす。
共産党	72人 (1増1減又は 2増2減)	定数72人を前提に国勢調査に基づく行政区間の格差是正、民意の公平な反映のために行政区定数は3人以下にしない。昼間人口を考慮するなど基本にして、検討を進める。
民主・都みらい	具体的な数字の 明言はなし	1票の格差是正と定数の削減を行う。 人口比と議員数の問題で、逆転現象の解消に向けても取り組むべき。
公明党	70人 (1増3減)	1増3減、定数70人が妥当。

<第11回 平成14年3月19日>

- 前回の委員会以降、各会派で再度協議した結果を改めて発表。

会派名	定数 (選挙区の増減)	意見内容
自民党	68人 (1増5減)	西京区を1人増やし、北区、上京区、中京区、東山区、下京区を各1人減らす。
共産党	72人 (選挙区の増減 については、明言 なし)	現状維持。
民主・都みらい	69人又は70 人(1増4減又は 1増3減)	西京区を1人増やし、中京区、東山区、下京区(4減の場合は北区)を各1人減らす。
公明党	70人 (1増3減)	西京区を1人増やし、北区、中京区、東山区を各1人減らす。

- 暫時休憩し、各会派で再度協議した結果を改めて発表。

自民党、共産党及び公明党の態度は、休憩前と同じ。民主・都みらいは、69人(1増4減)に態度を一本化。

- 委員長から「全ての会派で意見が分かれているが、自民、民主・都みらい、公明の各会派から発言があったように、今会期中に議員提案で条例提案すべきと考えている。」との発言があった。

(3) 特別委員会後の議会の動き

ア 平成14年3月25日に開会された市会運営委員会理事会において、自民党、民主・都みらい、公明党、京都21市会議員クラブから「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」案を提案するとの発言があった。

自民党から提案説明があり、条例案が配布され、後刻開会する市会運営委員会で取りまとめることに決定した。

イ 同日開会された市会運営委員会において、共産党が4会派から提出された条例案に反対するとの態度が表明された。

ウ 平成14年3月26日に開会された本会議において、表決の結果、賛成多数で同条例が可決された（平成15年4月13日の一般選挙より条例施行）。

(4) 議員定数削減の内容

議員定数72人を69人とする（1増4減）。

（内訳）増員する区 西京区 1人

減員する区 北区，中京区，東山区，下京区 各1人 計4人

【参考：平成12年国勢調査結果に基づく行政区別の議員一人当たりの人口等】

選挙区	人口	条例制定前			条例制定後		
		議員定数	議員一人当たりの人口	最少区との格差	議員定数	議員一人当たりの人口	最少区との格差
北区	126,125	7	18,018	1.27	6	21,021	1.25
上京区	84,187	5	16,837	1.18	5	16,837	1.00
左京区	171,556	9	19,062	1.34	9	19,062	1.13
中京区	95,038	6	15,840	1.11	5	19,008	1.13
東山区	44,813	3	14,938	1.05	2	22,407	1.33
山科区	137,624	6	22,937	1.61	6	22,937	1.36
下京区	71,212	5	14,242	1.00	4	17,803	1.06
南区	97,820	5	19,564	1.37	5	19,564	1.16
右京区	195,573	9	21,730	1.53	9	21,730	1.29
西京区	155,928	5	31,186	2.19	6	25,988	1.54
伏見区	287,909	12	23,992	1.68	12	23,992	1.42
合計	1,467,785	72	20,386	最大 2.19	69	21,272	最大 1.54

（説明）

最小区との格差は、議員一人当たりの人口の最小区を基準値1としたときの値